

諮問日：平成29年6月2日（平成29年度（最情）諮問第25号）

答申日：平成29年10月2日（平成29年度（最情）答申第36号）

件名：司法修習生の試験の科目ごとの起案要領の不開示判断（不存在）に関する  
件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「69期司法修習生の二回試験当日に配布された科目ごとの起案要領」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年5月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

第69期司法修習生考試については、科目別の起案要領を作成し、又は取得していない。当該考試について「平成27年度（第69期）司法修習生考試応試心得」が応試者に対して交付されたものの、これは答案作成に関する注意事項等を記載した応試要領部分を含めて全科目共通の構成となっている。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年6月2日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月21日 審議
- ④ 同年9月29日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、第69期司法修習生考試について応募者に交付された「平成27年度（第69期）司法修習生考試応募心得」は、全科目共通のものとして作成されており、答案作成に関する注意事項等を記載した応募要領部分を含めて、考試の実施に当たり必要な事項が記載されていると認められる。これを踏まえて検討すれば、科目別の起案要領を作成し、又は取得する必要はないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

### 情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人